

# 3 距離による基準の考え方

## (1) 実車運行等の定義について

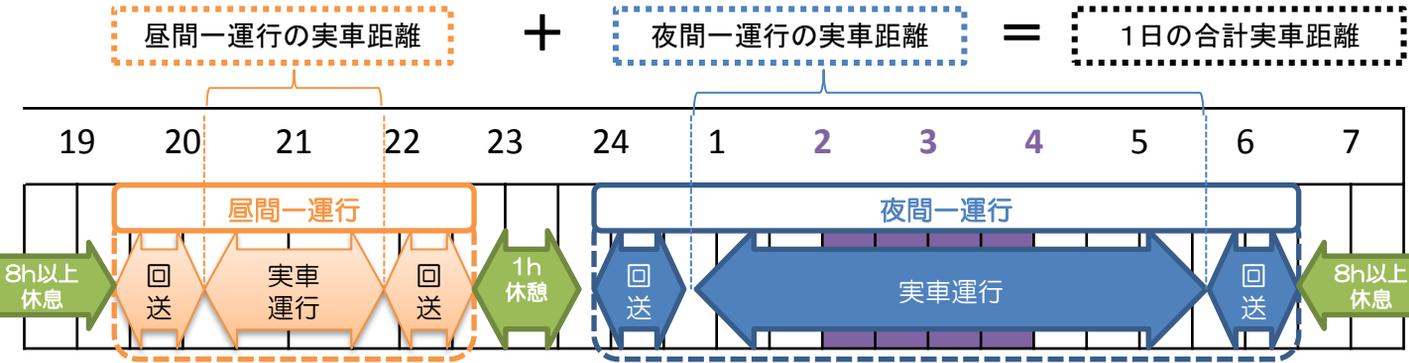
実車運行等の定義は以下のとおりです。

**実車運行**：旅客の乗車の有無に関わらず、旅客の乗車が可能として設定した区間の運行をいい、回送運行は実車運行には含まない。

**実車距離**：実車運行する区間(以下単に「実車運行区間」という。)の距離をいう。

**一運行の実車距離**：1人の運転者が一運行で運転する実車距離をいう。

**1日の合計実車距離**：1人の運転者が1日の乗務で運転する実車距離の合計をいう。



## (2) 昼間ワンマン運行の一運行の実車距離について

昼間ワンマン運行の一運行の実車距離は、500km(当該運行の実車運行区間の途中に合計1時間以上(分割する場合は、1回連続20分以上)の休憩を確保している場合にあっては、600km)を超えないものとします。

※なお、500kmを超える運行等を行う場合には、乗務中の体調報告が必要になりますので、これらについては本解説書の16ページをご参照下さい。

①昼間ワンマン運行の一運行の実車距離は原則500kmを超えてはいけません。



②ただし、昼間ワンマン運行の実車運行区間の途中に合計1時間以上の休憩(分割する場合は、1回連続20分以上)を確保している場合は600kmまで昼間ワンマン運行を行うことが可能です。

○実車運行の途中に1時間のまとまった休憩



○実車運行の途中に1回連続20分以上で合計1時間の休憩



### (3) 夜間ワンマン運行の一運行の実車距離について

夜間ワンマン運行の一運行の実車距離は、400km(次のイ及びロに該当する場合にあっては、500km)を超えないものとします。

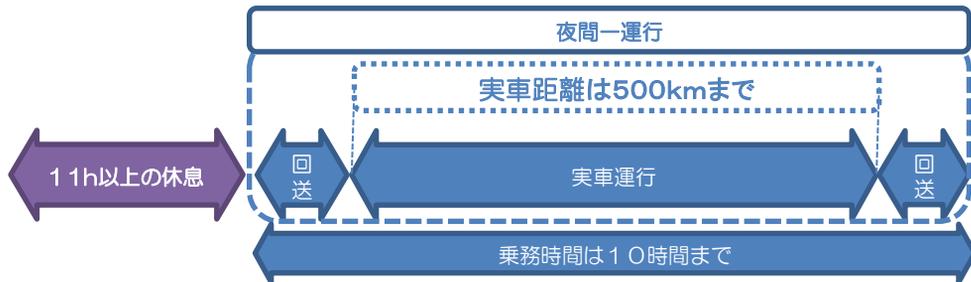
- イ 当該運行の運行直前に11時間以上の休息期間を確保している場合
- ロ 当該運行の一運行の乗務時間(当該運行の回送運行を含む乗務開始から乗務終了までの時間をいう。)が10時間以内であること又は当該運行の実車距離100kmから400kmまでの間に運転者が身体を伸ばして仮眠することのできる施設(車両床下の仮眠施設等、リクライニングシート等の座席を含む。)において仮眠するための連続1時間以上の休憩を確保している場合

※なお、400kmを超える運行等を行う場合には、乗務中の体調報告、デジタル式運行記録計による運行管理が必要になりますので、これらについては本解説書の16ページをご参照下さい。

①夜間ワンマン運行の一運行の実車距離は原則400kmを超えてはいけません。

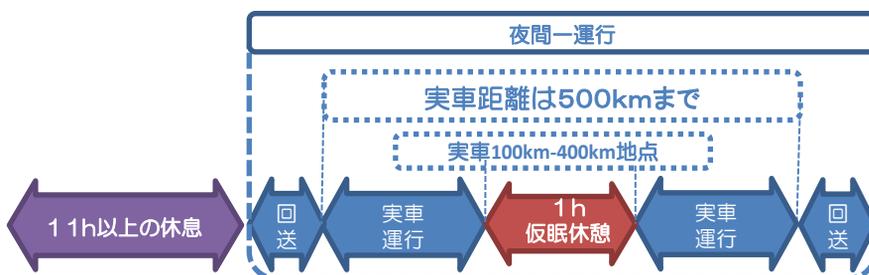


②ただし、夜間ワンマン運行の運行前の休息期間を11時間以上確保しており、一運行の乗務時間が10時間以内である場合には500kmまで夜間ワンマン運行を行うことが可能です。



③夜間ワンマン運行の運行前の休息期間を11時間以上確保しており、当該運行の実車距離100kmから400kmまでの間に運転者が身体を伸ばして仮眠することのできる施設※において仮眠するための連続1時間以上の休憩を確保している場合には500kmまで夜間ワンマン運行を行うことが可能です。

※車両床下の仮眠施設等を含む。ただし、リクライニングシート等の座席を含む。



一貫切バスの仮眠施設の例一

(例) 床下仮眠施設



(例) リクライニングシート

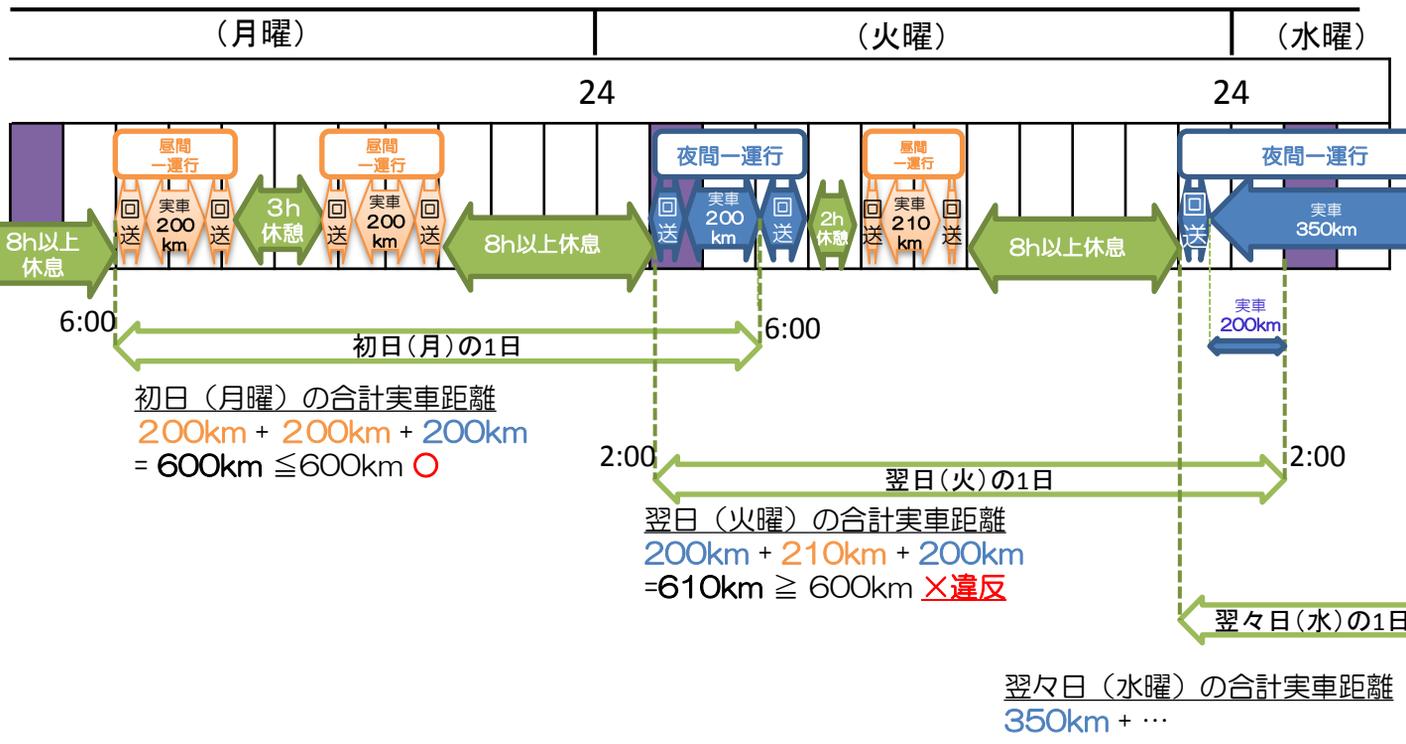


# (4) 1日の合計実車距離について

1人の運転者が同じ1日の乗務の中で、2つ以上の運行に乗務する場合には、1日の合計実車距離は600kmを超えないものとする。ただし、1週間当たり2回まで、これを超えることができるものとします。

※なお、600kmを超える乗務を行う場合には、乗務中の体調報告、デジタル式運行記録計による運行管理が必要になりますので、これらについては本解説書の16ページをご参照下さい。

①1日の合計実車距離は、始業から24時間以内に運転した実車距離の合計とします。



②1日の合計実車距離は、1週間当たり2回まで、上限600kmを超えることができるものとします。

(例1) ○ 600km超え2回  600km超え2回	月曜	400km	(例2) × 600km超え3回  600km超え3回
	火曜	400km	
	水曜	650km	
	木曜	650km	
	金曜	400km	
	土曜	休息	
	日曜	休息	
	月曜	650km	